

金川支部

地主友誼が組合員中村野村兩名の小作米六十二俵の差押をやつた上に一月七日立入禁止までやろうとしたので監視隊は組合員を動員して執達吏を追いかけ、地主友誼地にかしかけ藤田支部未組織の農民三百余名の應援をうけ、つひに警官隊との亂闘となり九十余名の被東者をだした(金川支部六十余名内組合員五十名)起訴十七名の公判は七月五、六、七日小倉裁判所で筆力行爲、公務執行妨害傷害のもとに行なわれ、毛利喜八君八ヶ月山下寅松君六ヶ月他の十四名執行猶豫一名無罪、中村野村の小作米滞納額を半分はよりび十五百圓の見舞金をとつて解決した

明治礦業所に隔落地問題で交渉してゐる。

藤田支部

一月六日發會式を挙げ七日の金川事件には三十余名の被東者

を出したが小作米減免運動をやり、大割減一俵四十圓の等減費用をとつた農民委員會活動として、低利資金の支拂延期を市當局に要求し、未組織農民五十余名の署名をとり、區長選舉では一六九名の投票を得當選(藤田一區選二十四才)十月五日三遊園地損害賠償の調停では次のやうにして換資金を出させることにした最高三俵一最底一斗五升まで一等から七等までの等級に分けて調ひとつた

植木支部

地主有田、小作人島田、反別三反、

六月二十三日土地を引上げやうとしたので藤田支部の應援をうけ土地は小作人に取り返し十余名の組合員が獲得された  
六百五十圓の借金のために七月十九日地地の續買をされやうとしたが、金組委員の應援で續買をやめさせ借金は四百圓にマケさせ、三ヶ年スエオキそのう九十圓の辨償代をとつた